

○内閣府
厚生労働省 令第五号

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百条第七号及び第百十六条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年七月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 加藤 勝信

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府令第六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(社内規則等)</p> <p>第九条の二 確定拠出年金運営管理機関は、その行う確定拠出年金運営管理業の業務の種類及び方法に応じ、加入者等の保護を図り、及び確定拠出年金運営管理業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第十条 法第百条第七号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者（次号において「営業職員」という。）（役員、営業所の長その他これに類する者を除く。）が、運用の方法の選定に係る事務を併せて行うこと。</p> <p>二 営業職員が、加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること。</p> <p>三 規則第十九条の三第一項（規則第五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公表する情報に関し、不実なこと又は誤解させるおそれのあることを表示すること。</p> <p>四 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、加入者等に対して、特定の運用の方法に係る情報を提供するこ</p>	<p>(新設)</p> <p>第十条 法第百条第七号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>一 法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者（役員、営業所の長その他これに類する者を除く。）が、運用関連業務（令第七条第二項に規定する運営管理業務の実施に必要な事務を除く。）に係る事務を併せて行うこと。</p> <p>(新設)</p> <p>二 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、加入者等に対して、特定の運用の方法に係る情報を提供するこ</p>

九〇十二 (略)

(業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第十一条 (略)

2 運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第百一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一 法第二十三条第一項(法第七十三条において準用する場合を含む。)の規定により加入者等に提示した運用の方法の内容及び令第十二条(令第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により加入者等に提示した運用の方法を選定した理由を記録した書面

3
4 (略)

六〇九 (略)

(業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第十一条 (略)

2 運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第百一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一 法第二十三条第一項(法第七十三条において準用する場合を含む。)の規定により加入者等に提示した運用の方法の内容及び令第十二条第二項(令第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により加入者等に提示した運用の方法を選定した理由を記録した書面

3
4 (略)

附 則

この命令は、平成三十一年七月一日から施行する。